

令和3年12月15日

建設委員会資料

活力都市創造部

目次

〔報告事項〕

- 1 コンパクトなまちづくりに伴う都市的指標調査について …… 1 頁
- 2 富山市住生活基本計画の策定について …… 4 頁

1 コンパクトなまちづくりに伴う都市的指標調査について

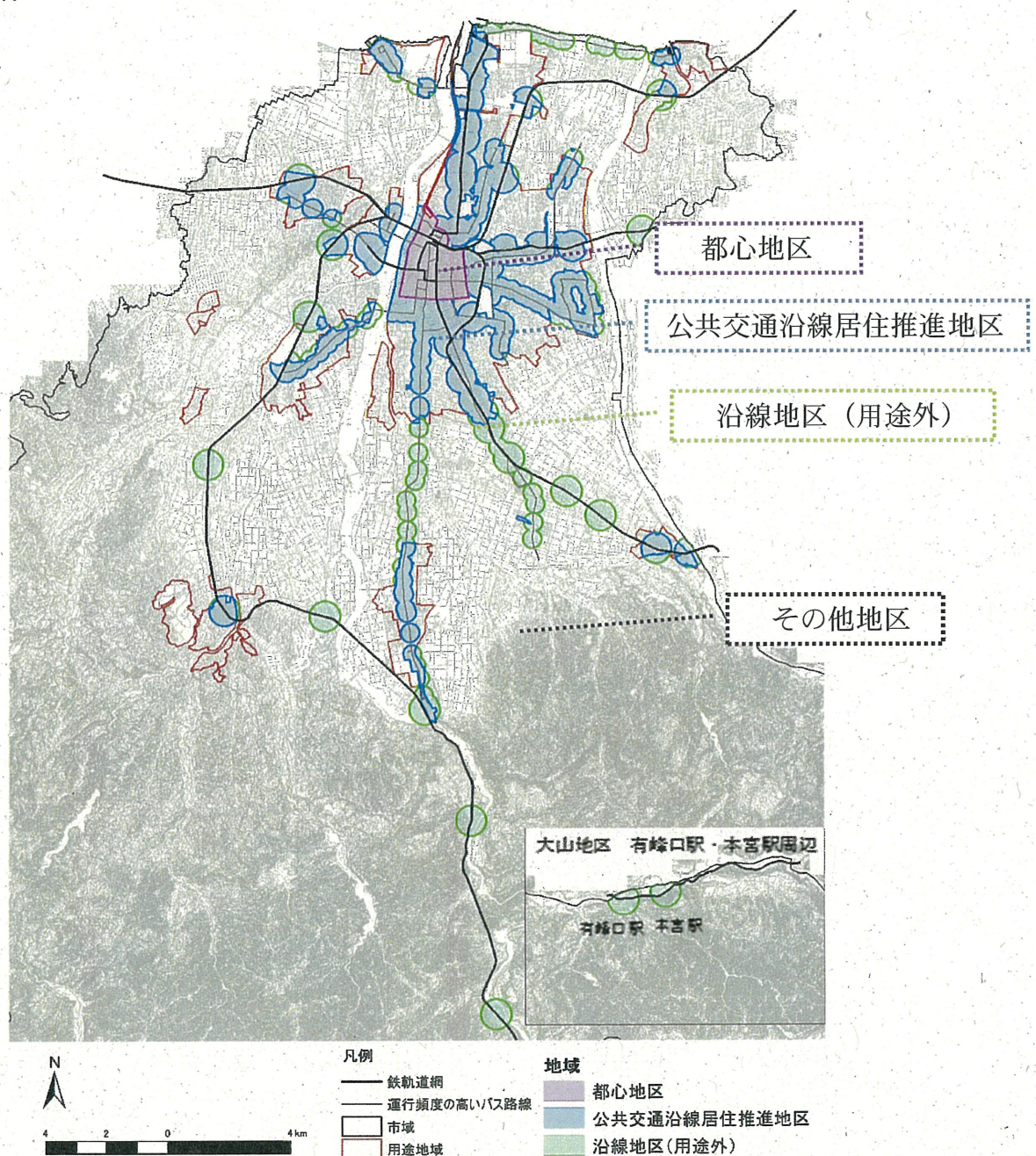
〔活力都市推進課〕

本調査は、コンパクトなまちづくりの進捗状況等を把握するため、平成23年度から実施しているもので、今回、令和3年度の調査結果等について報告を行うもの。

1. 調査概要

平成17年から令和3年まで各年6月末時点の住民基本台帳情報に位置座標を付与し、地理情報システム(GIS)に展開し、都市的指標の1つである、公共交通が便利な地域内の人口割合や社会動態(転入・転出の状況)等の集計・分析を行った。

2. 調査区域

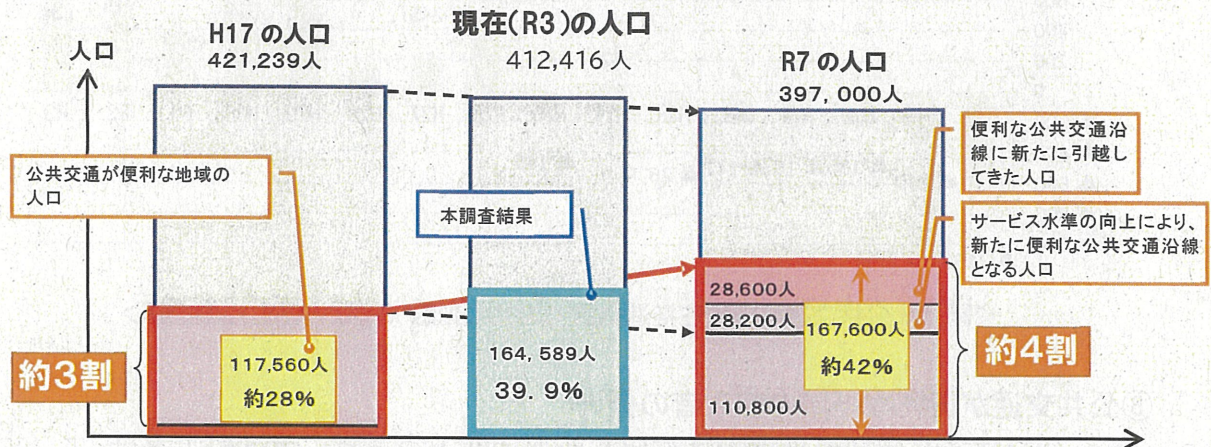


<図1 調査区域>

3. 調査結果

(1) 「公共交通が便利な地域（都心地区+公共交通沿線居住推進地区）」の人口割合の推移

- 本市では、数値目標として「公共交通が便利な地域」に住む人口割合を約 28%（平成 17 年）から約 42%（令和 7 年）に引き上げることとしている。
- 人口目標の設定にあたっては、便利な公共交通沿線に新たに引っ越してくることや、公共交通のサービス水準の向上により、新たに便利な公共交通沿線エリアが拡大することを想定している。
- 本調査（令和 3 年 6 月末時点）では、「公共交通が便利な地域」の居住人口は市全体の人口の 39.9% となり、令和 2 年の 39.7% から 0.2 ポイント増加した。
 ※R3 年:164,589 人(都心地区:21,711 人, 公共交通沿線居住推進地区:142,878 人)
 R2 年より 134 人減少

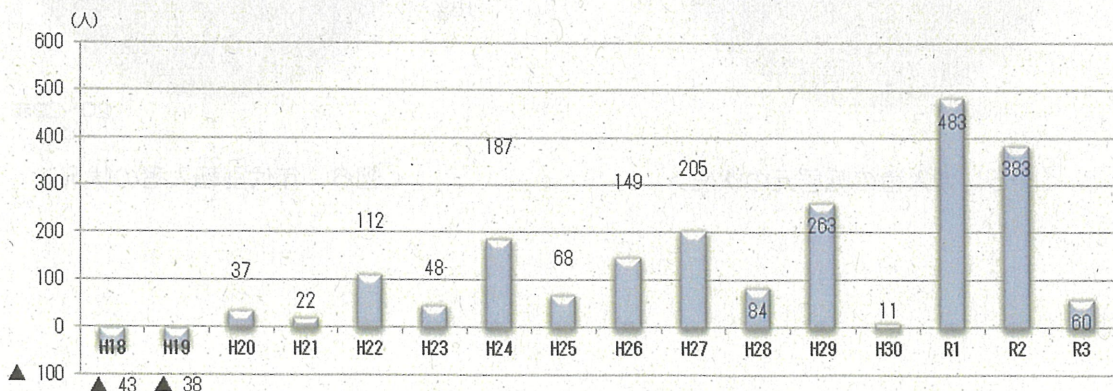


<図2 公共交通が便利な地域に住む人口割合の推移>

(2) 地区別社会動態（転入－転出）の推移

①都心地区

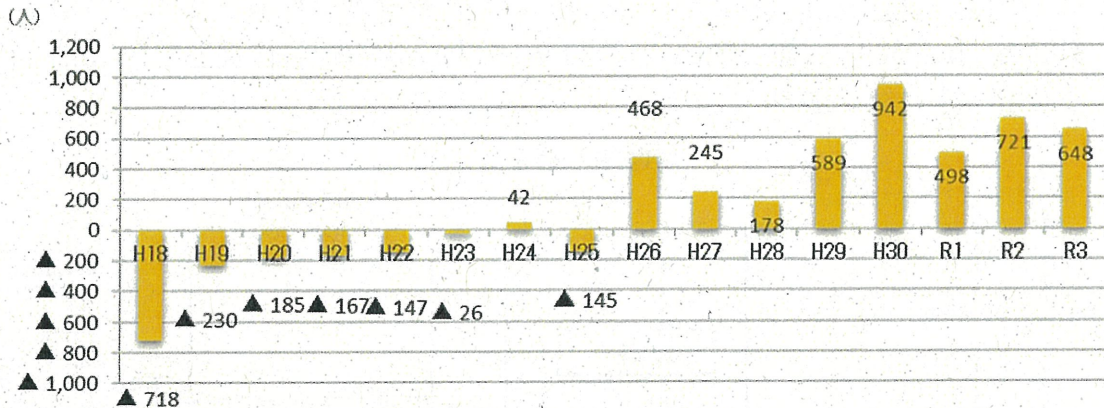
- 令和 3 年の都心地区の人口は前年と比べて 175 人減少し、21,711 人となっている。
- 自然動態は 235 人の減少となったが、社会動態は 60 人の転入超過であり、平成 20 年から転入超過を維持している。
- 前年よりは少ないものの、60 人近い社会増を維持しており、富山駅前を中心とするマンションへの入居が要因と推察される。



<図3 都心地区での社会動態（転入－転出）の推移>

②公共交通沿線居住推進地区

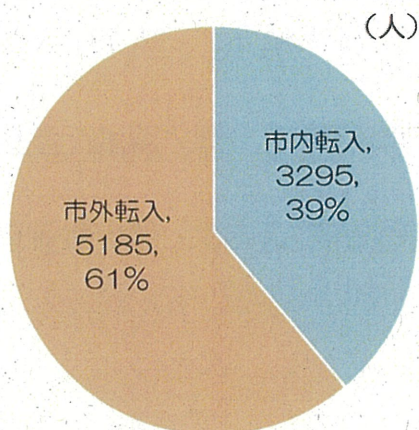
- ▶ 令和3年の公共交通沿線居住推進地区の人口は前年と比べて41人増加し、142,878人となっている。
- ▶ 自然動態は612人の減少となったが、社会動態は648人の転入超過であり、平成24年以降、転入超過の傾向にある。
- ▶ 鉄軌道沿線における、あいの風とやま鉄道の東富山駅周辺や市内軌道線の西中野周辺、バス路線における、藤ノ木方面、大沢野方面等での新たな開発による人口の増加が転入超過の要因になっていると推察される。



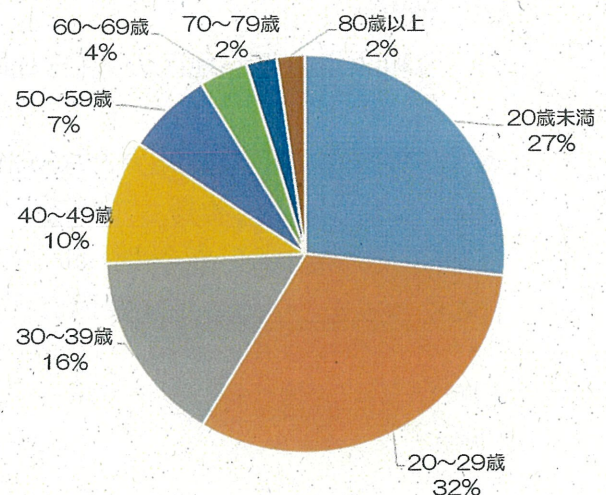
<図4 公共交通沿線居住推進地区での社会動態(転入-転出)の推移>

③公共交通が便利な地域の転入者の傾向

- ▶ 公共交通が便利な地域内に転居した8,480人のうち、市外転入者は、5,185人で約60%、市内転入者は、3,295人で約40%であった。
- ▶ 年代別では、20歳未満や20代が多く、40代までで約85%を占める。



<図5 転入者の転居元の状況>



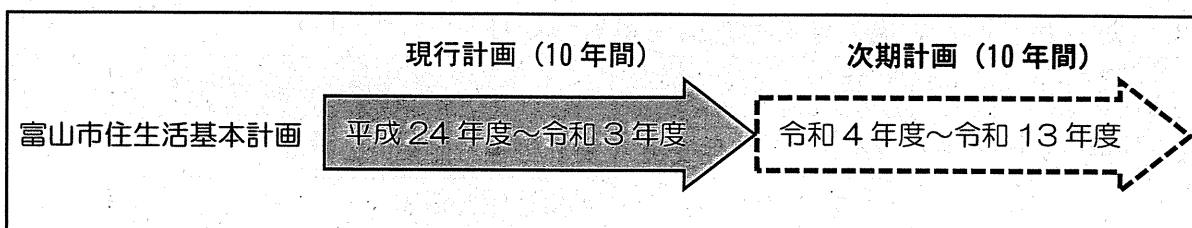
<図6 年代別転入者の状況>

2 富山市住生活基本計画の策定について

〔居住対策課〕

1. 概要

本市における総合的な住宅政策の指針として、平成24年3月に「富山市住生活基本計画」を策定した。計画期間が今年度で最終年度となることから、人口減少の顕在化や空き家増加の深刻化など、社会・経済情勢の変化を踏まえた次期計画を策定するため、その計画の骨子及び今後のスケジュールについて報告するもの。



2. 計画の役割

住生活基本計画は、住生活の基盤となる良質な住宅の供給、建設、改良または適切な管理を図るとともに、地域の自然や文化、環境に調和した居住環境の形成のほか、居住の安定の確保等を目的とした総合的な住宅施策の指針として策定する。

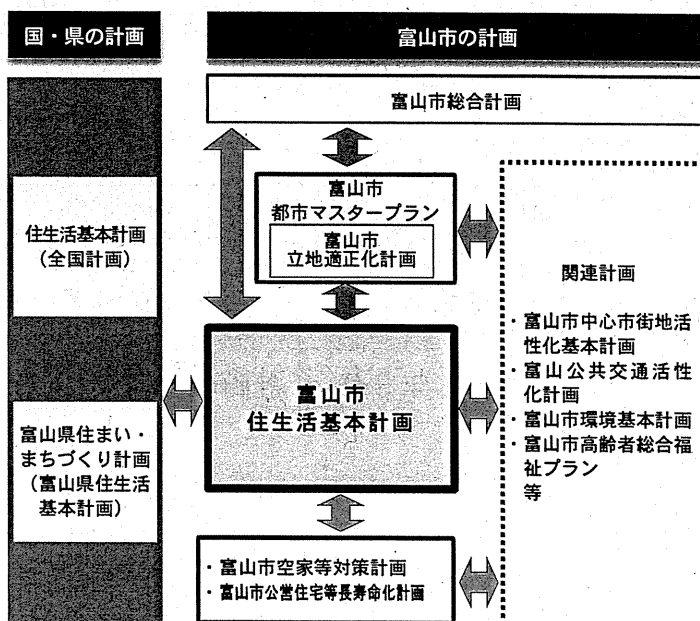
＜計画に位置づける主な指針＞、

- ① 住宅性能表示制度や長期優良住宅の普及促進など、住宅の品質、性能の維持向上
- ② 住宅地の良好な景観形成や空き家対策など、居住環境の維持向上
- ③ 良好な住宅供給や流通の円滑化、市場の活性化
- ④ 住宅セーフティネットなど、居住の安定の確保のための住宅供給の促進

※本市ではこれらに加え、「公共交通を軸とした拠点集中型のコンパクトなまちづくり」を推進する観点から、まちなかや公共交通沿線への「居住誘導施策」を位置付けている。

3. 計画の位置づけ

住生活基本計画は、住生活基本法に基づく「住生活基本計画(全国計画)」や「富山県住まい・まちづくり計画」の方針と連携した住宅及び住環境に関する基本計画であり、「空家等対策計画」や「公営住宅等長寿命化計画」等の住宅関連計画に対しては、上位の計画となる。



4. 計画の骨子

(1) コンパクトなまちづくりの推進

項目	施策の主な方向性
①まちなか・公共交通沿線居住の推進	社会構造の変化に応じた住宅供給支援の検討
	既存住宅の活用拡大に向けた中古市場の活性化
②郊外等におけるゆとりある良好な住環境の形成	地域コミュニティ強化の促進
	問題となる空き家の発生抑制

(2) 誰もが安心して過ごせる住まい・まちづくり

項目	施策の主な方向性
①高齢者や障害者、外国人等の居住支援	安心できる住まいの確保
	市営住宅の活用
	福祉との連携
②子育て世代の居住支援	子育て世代向けの住まいの確保
	子育て環境の充実

(3) 愛着を感じられる良質な住まい・まちづくり

項目	施策の主な方向性
①良質で環境に配慮した住まいづくり	住宅性能表示制度や長期優良住宅の供給促進
	地場産材の活用促進
②災害に強い住まいづくり	住宅の耐震性向上
③魅力的で安全・安心な住環境の形成	都市空間のユニバーサルデザインの推進
	良好な街並み景観の形成

5. 今後のスケジュール

日程	内容
令和4年2月	パブリックコメントの実施
令和4年3月	計画の公表